

公害防止事業に係る管理費の事業者負担について

浜手緑地委員会 審議結果報告書

平成30年 8月29日

姫路市環境審議会浜手緑地委員会

委員長	家永 善文
委員	岩田 稔恵
委員	浦上 文男
委員	桐野 太一
委員	杉江他曾宏
委員	通山 由美
委員	中川 公恵
委員	中瀬 勲
委員	西村 正喜
委員	藤田美知枝
委員	寶角 幸彦

平成30年7月3日、姫路市環境審議会から浜手緑地委員会に付託された中播都市計画緑地第1号浜手緑地の第6期事業区域(中島東地区)に係る管理費の事業者負担について、当委員会において詳細なる分野にわたり慎重に審議を尽くし結論を得ましたので、次のとおり審議の概要を報告します。

平成30年 8月29日

姫路市環境審議会
会長 中瀬 勲 様

浜手緑地委員会
委員長 家永 善文

I 付託事項

公害防止事業に係る管理費の事業者負担について

- 1 公害防止事業の種類
- 2 費用を負担させる事業者を定める基準
- 3 公害防止事業費(管理費)の額
- 4 負担総額及びその算定基礎

II 審議経過

平成30年 7月 3日 浜手緑地委員会の設置、付託事項の審議

平成30年 8月 2日 現地視察及び付託事項の審議

Ⅲ 審議の概要

姫路市の臨海部は工業都市として大きく発展したが、一方で企業の生産活動に伴う大気汚染なども発生し、公害防止対策としての環境整備が必要となった。そこで、昭和44年から平成13年3月にかけて、第1期から第6期に分けて臨海工業地帯とその背後の住宅地を分断するために、かつ、工場の従業員や地域住民が共同で利用できる共同福利施設として緩衝緑地が造成された。この緑地は「姫路市浜手緑地」と命名され、維持管理は昭和44年度から継続して実施されている。

浜手緑地第6期事業は、姫路市飾磨区中島東地区11.2ヘクタールについて、平成6年度から平成12年度にかけて整備されたものである。姫路市では、当該緑地の管理事業に関し、姫路市環境審議会の答申に基づき費用負担計画を定めるとともに事業者管理費の負担を求め、適正な管理事業を実施されてきた。

今般、当該緑地の平成31年度及び平成32年度の管理事業に関し、環境審議会に諮問のあった公害防止事業に係る管理費の事業者負担について、本委員会は、浜手緑地を設置した目的、管理事業の基本的な考え方、樹木の生育程度及び事業者の事業活動の現況等を踏まえ慎重に審議した。

緑地の管理費は、樹木の生育と相関関係にあり、一定時期を経過すれば大きな変動はないが、管理費の内訳や作業内容を勘案し、平成31年度及び平成32年度の2カ年における当該緑地の管理費にかかる事業者負担について審議することが妥当と判断した。

【諮問第 1 号】

浜手緑地第 6 期事業の飾磨区中島東地区における平成 31 年度及び平成 32 年度の 2 ヶ年における管理費の事業者負担については、次のとおりとする。

1 公害防止事業の種類について

公害防止事業費事業者負担法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する緩衝緑地の管理事業とする。

2 費用を負担させる事業者を定める基準について

これまでの経緯及び造成当初の考え方を十分考慮し、法第 16 条に規定する中小企業者に対する配慮をも検討し、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 区域

次のア、イ、ウ、エの各線によって囲まれた区域内の工業地域及び工業専用地域に所在する工場又は事業場とする。

ア 飾磨港区臨海道路の北側と新日鐵住金株式会社広畑製鐵所旧引込線鉄道敷南側との交点と、姫路市飾磨区今在家 1 3 5 1 番 1 6 の土地の東北の角を経て、更に埋立護岸東側の最南端を経て姫路市飾磨区細江 1 2 9 7 番地先の埋立護岸西側の最南端を結ぶ線

イ 飾磨港区臨海道路の北側と新日鐵住金株式会社広畑製鐵所旧引込線鉄道敷南側との交点から、姫路市白浜町甲 8 4 1 番 9 の土地の東南の角を結ぶ都市計画浜手緑地帯の南端線沿いの連結線

ウ 姫路市白浜町甲 8 4 1 番 9 の土地の東南の角より中村川右岸を下流に沿い、更に妻鹿漁港東防波堤南端を経て姫路 LNG 基地東北の角を経て同基地東側沿い最南端を結ぶ線

エ 姫路 LNG 基地東側沿い最南端から同基地西南の角を経て、更に中島埠頭マイナス 1 2 メートル岸壁南端地点を経て、姫路市飾磨区細江 1 2 9 7 番地先の埋立護岸西側の最南端を結ぶ線

(別紙図面のとおり)

(2) 業種

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

ア 大分類 E 製造業

- イ 中分類 33 電気業
- ウ 中分類 34 ガス業
- エ 中分類 47 倉庫業
- オ 小分類番号 533 石油・鉱物卸売業
- カ 小分類番号 534 鉄鋼製品卸売業
- キ 小分類番号 535 非鉄金属卸売業
- ク 小分類番号 536 再生資源卸売業

(3) 公害の原因となる施設の種類及び規模並びに事業活動に伴い排出される公害の原因となる物質の量及び質

ア 大気汚染

(ア) 燃料及び原料（いおう酸化物及びばいじんを除く大気汚染物質排出の要因となるもの。）

1日あたり5,000リットル以上の燃料及び原料（重油以外の燃料及び原料は重油にエネルギー換算する）を使用する工場又は事業場

(イ) いおう酸化物

年間30トン以上のいおう酸化物を排出する工場又は事業場

(ウ) ばいじん

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有し、それから排出するばいじん量が1時間あたり2.25キログラム以上の工場又は事業場

(エ) 粉じん

原材料の野外置場、ノロ処理場等の面積が25,000平方メートル以上の工場又は事業場

イ 騒音

騒音規制法に基づく特定施設の原動機の出力総計が1,000キロワット以上の工場又は事業場

3 公害防止事業費（管理費）の額について

緑地の管理費用は、樹木の生育との関係が深いことから、除草・施肥・病害虫防除等にわたる管理作業の事業量について検討した結果、各年度における管理費は次のとおりとする。

平成31年度 1,099万3千円以内

平成32年度 516万2千円以内

4 負担総額及びその算定基礎について

管理費の負担については、国・県の補助制度がなく直接市民の負担につながることを、市が管理費の低減に最大の努力を払うこと等を考慮したうえで、現時点では事業者と市民が共同の立場で負担すべきが妥当であるとし、事業者の負担を公害防止事業費（管理費）の2分の1とし、その負担金額は次のとおりとする。

平成31年度 549万6千円以内

平成32年度 258万1千円以内

5 公害防止事業の実施に必要な事項について

事業者ごとの負担割合の算定にあたっては、活動状況の把握を毎年度行い、前年度の活動状況に応じて現年度の負担割合を算定することとする。

なお、年度途中で操業が開始された場合は、操業年度内の活動状況に応じて翌年度から管理費の負担を負うものとする。

また、操業が終了された場合は、翌年度以降の管理費の負担を負わないものとし、その他の事項については、別途協議して定めるものとする。